総務産業常任委員会審査報告書

令和2年12月11日

飯綱町議会議長 大川憲明 様

総務産業常任委員会委員長 風 間 行 男

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則 第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第 95 号	飯綱町長期継続契約を締結することができる契約を	可決
	定める条例の全部を改正する条例	
議案第 96 号	飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改	可決
	正する条例	
議案第 97 号	飯綱町税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴	司 幼.
	収条例等の一部を改正する条例	可決

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

〇議案第95号 飯綱町長期継続契約を締結することができる契約を定める 条例の全部を改正する条例

質疑①:議案の提案説明書に「支出の平準化により、単年度経費の削減」とあるが 具体的なデータはあるのか。

回答①:具体的なデータはない。

質疑②:支出の平準化とはどういうことか。

回答②:現在、高額な物品を購入する場合でも、代金を単年度で支出することが多く、当該年度の支出が多額となっている。リースなど長期の契約で対応することにより、支出が平準化され、財政運営も楽になる。このため、長期継続契約できる物品等の範囲を広げたい。

質疑③:電算の契約もこれに該当するのか。また、1者との契約で適正な金額となっているのか。

回答③:電算業務の委託や関連機器の更新についても長期継続契約の対象となるので、支出の平準化が図れる。住民記録や税などの基幹系の業務は14町村の

共同化で行っているが、2つのグループに分かれ、別々のベンダーと契約 することとなった。2者の競争が生まれたことで、適正な価格が担保されると考えている。

討 論:なし

採決の結果:全員賛成で可決とした。

○議案第96号 飯綱町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

説 明:本会議において、特殊勤務手当の金額については規則で定める予定であるが、1日3,000 円若しくは4,000 円の支給を予定している旨の説明を行った。しかし、定例会初日の提案説明後、11月27日に人事院規則が改正され、1日3,000 円若しくは4,000 円の支給は、主に、流行している地域を発航した航空機若しくは航行中に患者が発生した船舶などの措置であり、それ以外の住民等の生命及び健康を保護するための措置などについては、1日1,000 円若しくは1,500 円とされたことから、規則で定める特殊勤務手当の額については、1,000 円及び1,500 円の金額も併せて定めることとしたい。実際の運用にあたっては実情により判断し対応していきたい。

質疑①:条例案で「町民等の生命及び健康を保護するため」となっている。実際に は、他病院での作業や町民以外に対応するケースを想定されるがどうか。

回答①:条例案では町長が定めるものに従事となっており、状況を勘案し柔軟に対応していく。

質疑②:職員組合と協議し進めているか。

回答②:県からの情報の他、職員組合の持っている情報等を共有しながら進めている。

討 論:なし

採決の結果:全員賛成で可決とした。

〇議案第97号 飯綱町税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例等 の一部を改正する条例

質 疑:なし

計 論:なし

採決の結果:全員賛成で可決とした。